

令和2年4月9日

保育園等に在籍する児童の保護者の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

保育園等の登園自粛の要請について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいまして、誠にありがとうございます。

政府は、この間の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、令和2年4月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出しました。これにより、新宿区を含む東京都が、緊急事態措置の対象区域として指定されたところです。

同日付けで改正された基本的対処方針では、まん延防止策として、人と人との接触機会を徹底的に減らすことにより、事態を収束に向かわせることが可能である、としています。

そのため、厚生労働省は、保育を必要とする保護者への保育の提供を確保したうえで、保育の提供を縮小して実施するよう要請しています。

については、4月11日（土）から5月6日（水）までの間、国から事業の継続を要請されている事業所にお勤めの場合や、真にやむを得ない事情により、ご家庭での保育が困難な場合を除き、登園を自粛してくださいませよう、重ねてお願いいたします。

また、この要請に併せて、延長保育についても原則として中止としますが、延長保育の利用が特に必要な場合はご相談ください。

（問合せ先）

新宿区子ども家庭部保育課

入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795

（FAX番号両係共通）